

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約について、四万十市契約規則第25条の2第2項の規定に基づき公表いたします。

随意契約締結の状況

契約の名称	契約の概要	契約相手の選定基準及び決定方法	契約相手の名称及び住所	契約金額(円)	契約締結日	契約の相手方とした理由
四万十観光地等整備業務委託	四万十観光地等における整備業務(入田ヤナギ林)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体随意契約	(一社)四万十市シルバー人材センター 四万十市右山五月町8番3号	3,662,323	令和元年6月20日	障害者等の社会参加や生きがいの確保等を図りつつ、安価に業務を受注できる団体
量水器修繕	量水器の修繕業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体随意契約	(福)鶴足津福祉会 高瀬荘 香川県三豊市高瀬町佐股乙425-3	1,165,795	令和元年6月21日	障害者等の社会参加や生きがいの確保等を図りつつ、安価に業務を受注できる団体